

○利用カード類販売営業所等への立入調査等に関する規程

平成8年12月19日公安委員会規程第4号

改正

平成14年4月公安委員会規程第2号
平成17年4月公安委員会規程第3号
平成22年3月公安委員会規程第2号
平成28年8月公安委員会規程第3号
平成31年2月公安委員会規程第1号
平成31年4月公安委員会規程第2号
令和4年3月25日公安委員会規程第4号
令和6年3月14日公安委員会規程第1号

テレホンクラブ等営業所への立入調査等に関する規程を次のように定める。

利用カード類販売営業所等への立入調査等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県青少年健全育成条例（昭和54年12月青森県条例第34号。以下「条例」という。）第28条の2第2項に規定する報告若しくは資料の提出要求又は立入調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第2条 条例第28条の2第2項に規定する報告又は資料の提出要求は、報告・資料提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

(立入調査警察職員の指定)

第3条 条例第28条の2第3項に規定する立入調査をする警察職員は、警察本部の生活安全企画課又は人身安全対策課に勤務する者のうちから青森県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者とする。

(警察職員の身分証明書)

第4条 条例第28条の2第3項に規定する身分を示す証明書（同条第2項により立入調査をする警察職員に係るものに限る。）は、身分証明書（別記様式第2号）によるものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公安委員会規程第3号）

この規程は、平成28年8月10日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和4年3月25日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

殿

青森県公安委員会

報告・資料提出要求書

青森県青少年健全育成条例（昭和54年12月青森県条例第34号）第28条の2第2項の規定により報告又は資料の提出を要求します。

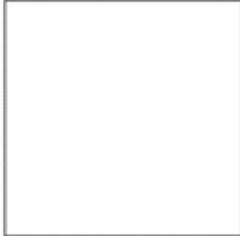
記

利用カード類の販売を業とする者	営業所又は設置場所の名称及び所在地	
	営業所・販売を業とする者の氏名（名称）及び住所	
報告又は資料の提出の要求内容		
報告又は資料の提出期限		年 月 日
報告又は資料の提出先		警 察 署
報告又は資料の提出の要求理由		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第2号（第4条関係）

(表)

	3.0	身 分 証 明 書	第 号
		官 職 氏 名	年 月 日生
2.5			
<p>この身分証明書を携帯する者は、青森県青少年健全育成条例第28条の2第2項の規定により立入調査を行う警察職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 印</p>			

9

(裏)

青森県青少年健全育成条例抜粋

(報告及び立入調査)

第28条の2 略

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード類の販売を業と知る者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又は警察職員に、利用カード類の販売を業とする事務所若しくは営業所若しくは利用カード類に係る自動販売機が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第30条 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(5) 第28条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者